

釧路方面帯広警察署告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年2月19日

北海道釧路方面帯広警察署長 熊 谷 公 人

1 入札に付す事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

| | | |
|------------|----------|------------|
| ア 自動車用ガソリン | J I S 1号 | 5,100リットル |
| イ 自動車用ガソリン | J I S 2号 | 92,000リットル |
| ウ 軽油 | J I S 各号 | 5,100リットル |

- (2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ

- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 納入場所 給油票又は給油カードを提示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 撥発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の規定による撲発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 北海道内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 次に掲げる庁舎等ごとに定める範囲内で給油（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

| 名 称 | 所 在 地 | 範 囲 |
|--------|---------------------|---------|
| 帯広警察署 | 帯広市西1条北1丁目1番地 | 半径5km以内 |
| 芽室交番 | 河西郡芽室町東3条2丁目17番地 | 半径5km以内 |
| 音更交番 | 河東郡音更町大通11丁目3番地5 | 半径5km以内 |
| 幕別駐在所 | 中川郡幕別町宝町53番地1 | 半径5km以内 |
| 上士幌駐在所 | 河東郡上士幌町上士幌東3線237 | 半径5km以内 |
| 士幌駐在所 | 河東郡士幌町字士幌西2線160番地59 | 半径5km以内 |
| 中札内駐在所 | 河西郡中札内村大通北1丁目15番地 | 半径5km以内 |
| 更別駐在所 | 河西郡更別村字更別南1線91番地129 | 半径5km以内 |
| 池田分庁舎 | 中川郡池田町字西3条6丁目10番地 | 半径5km以内 |
| 豊頃駐在所 | 中川郡豊頃町豊頃南町101番地1 | 半径5km以内 |
| 浦幌駐在所 | 十勝郡浦幌町字桜町16番地8 | 半径5km以内 |

(8) 札幌市中央区、旭川市及び釧路市で給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能であること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和8年2月19日から同年3月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地
北海道釧路方面帯広警察署会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道釧路方面帯広警察署会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 帯広市西1条北1丁目1番地 北海道釧路方面帯広警察署3階 大会議室
(送付による場合は、郵便番号080-0031 帯広市西1条北1丁目1番地
北海道釧路方面帯広警察署会計課)

(2) 入札日時 令和8年3月13日 午後1時20分
(送付による場合は、同月12日午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 郵送等による入札の可否

認める。

9 落札者の決定方法

(1) すべての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(2) 再度の入札に付し、落札者がない場合は、政令第167条の2第1項第8号により随意契約とし、次のとおりとする。

- ア　すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいる場合
当該入札者から見積書を徴する。
- イ　すべての入札金額（単価）が最低である入札者がいない場合
入札参加者のうち、それぞれの入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が少ない順に2位までの者による見積合わせとする。（なお、上記合計額1位の者が2者以上の場合は1位の者のみを、また、上記合計額1位の者が1者で2位の者が2者以上の場合は2位までの者すべてを選定する。）
この場合、すべての見積価格（単価）が、財務規則第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、それぞれの見積金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の見積をした者（有効な見積書に限る。）を契約の相手方とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

12 その他

- (1) 無効入札
開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (3) 最低制限価格
設定していない。
- (4) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- (5) 契約に関する事務を担当する組織
 - ア　名称　北海道釧路方面帯広警察署会計課
 - イ　所在地　郵便番号　080-0031　帯広市西1条北1丁目1番地
 - ウ　電話番号　0155-25-0110　内線　232
- (6) 前金払
前金払はしない。

- (7) 概算払
概算払はしない。
- (8) 部分払
部分払はしない。
- (9) 郵便等による入札における再度入札
郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。
- (10) 入札の執行
初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。
- (11) 入札の取りやめ又は延期
この入札は、取りやめること又は延期することがある。
- (12) 入札執行の公開
この入札の執行は、公開する。
- (13) 債権譲渡の承諾
契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
- (14) 給油票等
給油票等の作成等に係る経費は、供給人の負担とする。(給油票の場合:30枚綴り年間約200冊、給油カードの場合:年間約80枚)
- (15) その他
ア この公告のほか、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。
イ 物品売買単価契約書第3条に基づく単価の変更については、協議を行う月(以下「協議月」という。)の市況価格の変動を勘案の上、協議月の初日を適用日として協議の上、決定することとする。